

平成27年9月関東・東北豪雨を踏まえた 防災対策の強化について

(2015.11.30ver)

清流の国ぎふ 防災・減災センター
(岐阜県・岐阜大学)

はじめに

台風第18号は、平成27年9月9日10時過ぎに知多半島に上陸後、本県を縦断しながら北上し、日本海へ抜けた。幸いにも、本県では大きな被害は確認されなかったものの、この台風や台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、特に関東地方と東北地方では記録的な大雨となり、死者8名、重傷者8名のほか、住宅の全壊76棟、半壊4,400棟余、床上浸水3,500棟余の大きな被害をもたらした。

この大雨災害では、河川の整備、維持・管理に関する課題のほか、避難に関する課題、災害時の拠点機能の維持など多くの課題が指摘されており、こうした課題について、改めて岐阜県の状況を点検し検証を行った。

今後、この検証結果に基づき、とるべき対策について、早急、かつ着実に実施に移していくとともに、国が管理する河川に関する事項についても国に働きかけていく必要がある。

また、気候変動により、今後もインフラ能力を超える自然災害が頻発することが想定され、インフラ整備や行政対応に限界がある中で、住民が自らの命を守るために自発的に行動することの重要性が改めて認識された。

こうした認識のもと、行政は、可能な限り公助の体制を整えるとともに、住民が自らリスクを察知し主体的に避難する行動をとれるような仕組みの構築に取り組むことが求められる。

なお、現在、国（中央防災会議、国土交通省）においても検証作業が進められているところであり、その検討状況も見極めながら、継続して議論を重ね、検証内容について随時見直しを行っていく。

目 次

I	平成27年9月関東・東北豪雨の概要	1
II	関東・東北豪雨で明らかになった課題と今後の豪雨防災対策	
1	河川管理に関する課題と対応	4
(1)	現在の整備レベルを超える洪水への対応	4
①	河川整備の推進	
②	河川監視体制の整備	
③	洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視、住民への周知	
(2)	水防体制の確保	7
(3)	氾濫危険性の調査と周知	8
①	時系列による氾濫シミュレーション、家屋倒壊危険ゾーンの公表	
②	河川情報の周知徹底	
③	水害リスクを踏まえた土地利用の誘導や抑制	
④	気候変動に伴う災害リスクの予測	
2	行政の防災・危機管理体制に関する課題と対応	12
(1)	避難勧告等の適切な発令と住民の速やかな避難	12
①	適切な避難勧告等の発令	
②	避難勧告等の伝達手段の充実	
③	住民の自発的な避難	
(2)	避難先の確保	16
①	避難所の安全性の確保	
②	要配慮者の安全な避難	
③	外国人の避難等対策	
④	市町村域を越えた避難	
(3)	非常時の体制整備	20
①	非常用電源の確保	
②	災害対策本部の体制整備	
③	国及び県、市町村の連携	
④	ボランティアとの連携	
⑤	行方不明者の取扱いのルール化	

I 平成27年9月関東・東北豪雨の概要

(1) 気象概況

平成27年9月7日3時に発生した台風第18号は、日本の南海上を北上し、9月9日10時過ぎに愛知県知多半島に上陸した後、日本海に進み、同日21時に温帯低気圧に変わった。

台風第18号及び台風から変わった低気圧に向かって南から湿った空気が流れ込んだ影響で、西日本から北日本にかけての広い範囲で大雨となり、特に、複数の線状降水帯が南北方向に発生した関東北部を中心に、関東地方と東北地方では記録的な大雨となった。

9月7日から11日までに観測された総降水量は、関東地方で600ミリ、東北地方で500ミリを超え、9月の月降水量平年値の2倍を超える大雨となったところがあった。特に、統計期間が10年以上の観測地点のうち16地点で、最大24時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど、栃木県や茨城県、宮城県では記録的な大雨となった。（「平成27年9月14日消防庁とりまとめ」参照）

<特別警報の発表状況>

- 栃木県 9月10日 1時25分 大雨特別警報
- 茨城県 9月10日 8時50分 大雨特別警報
- 宮城県 9月11日 4時25分 大雨特別警報

(2) 被害状況（10月14日現在 消防庁）

鬼怒川においては、約200mにわたって堤防が決壊し、常総市の約1/3の約40km²が浸水、住家被害は約6,500棟、救助者数は約4,300人、浸水解消まで約10日間を要するなど、甚大な被害が発生した。

① 人的被害

- ・死者 8人（宮城県2人、茨城県3人、栃木県3人）
- ・重症者 8人（宮城県1人、山形県1人、茨城県3人、栃木県1人、静岡県1人、愛知県1人）
- ・軽傷者 71人（宮城県2人、茨城県51人、栃木県4人、埼玉県3人、静岡県4人、愛知県3人（ほか4人））

② 住家被害

- ・全壊 76棟（宮城県1棟、福島県2棟、茨城県50棟、栃木県23棟）
- ・半壊 4,428棟（宮城県390棟、茨城県4,013棟、栃木県25棟）
- ・一部破損 235棟（岐阜県2棟、宮城県143棟、福島県6棟、栃木県76棟、ほか8棟）
- ・床上浸水 3,511棟（宮城県280棟、福島県43棟、茨城県120棟、栃木県2,611棟、埼玉県374棟、ほか83棟）
- ・床下浸水 9,175棟（宮城県905棟、福島県163棟、茨城県2,969棟、栃木県3,376棟、埼玉県1,482棟、千葉県109棟、静岡県76棟、ほか95棟）

(3) 本県における被害状況【再掲】

- ① 人的被害 なし
- ② 住家被害 一部破損 2棟（土岐市2棟）

II 関東・東北豪雨で明らかになった課題と今後の豪雨防災対策

各課題に関する対策を検討し、その緊急度合いに応じて、以下のとおり来年度の出水期までに取り組むべき「緊急の課題」と「中長期的な取組」に区分し、整理した。

1 河川管理に関する課題と対応

(1) 現在の整備レベルを超える洪水への対応

① 河川整備の推進

《課題・問題点》

○河川整備の遅れ

- 記録的な大雨により、洪水は計画高水位を超過し堤防高をも上回り、越水が発生。
- 決壊箇所を含む区間の堤防高さは、その上下流の堤防より低い整備途上の状態。

《岐阜県の状況》

- 近年浸水被害が発生した河川について重点的に整備を推進。
- 県が管理する中小河川では、国管理河川に比べ、現状の治水安全度の水準が低く、河川改修の途上でもあるため、河川の現況流下能力を上回る洪水の発生頻度が高い。

【対策の方向性】

- ・ 災害リスクが高い箇所を優先した河川整備
- ・ 現在の整備レベル以上の洪水の発生時に円滑な避難につなげるソフト対策の推進
- ・ 中長期的な展望の下で、河川改修やダムなどの整備推進



<中長期的な取組>

- 「岐阜県新五流域総合治水対策プラン」に基づくハード・ソフト対策の着実な推進【県】
- 優先順位を踏まえた河川整備の推進【県】
- 国管理河川における堤防の量的整備及び質的強化【国】

② 河川監視体制の整備

《課題・問題点》

○河川の水位計・監視カメラの不足

- ▶越水・決壊した県管理10河川のうち、水位の設定があるのが1河川のみ。監視カメラは設置されていなかった。(宮城県)

《岐阜県の状況》

- 県管理422河川のうち、59河川において水位計を、29河川において河川監視カメラを設置。また、現在、水位計、河川監視カメラを増設中。
(平成27年度 水位計5箇所、河川監視カメラ2箇所)
- 県管理25河川36基準点において、はん濫危険水位を設定。
- 氾濫注意水位設定河川を中心に、河川水位や降雨量、河川監視カメラの映像を常時、県ホームページで公表。

【対策の方向性】

- ・ 河川の観測情報の拡充と積極的な情報提供
- ・ 水位周知河川の指定の見直し



<緊急の取組>

- ◎ 浸水被害が多発している箇所、今後、水位周知河川に指定予定の箇所などで引き続き、水位計、河川監視カメラを必要な箇所に増設【県】
- ◎ 国土交通省や市町村が保有する水位計や河川監視カメラの情報のうち、県が共有できる箇所を増やす検討【県】

<中長期的な取組>

- 県管理河川の水位周知河川及び危険水位等の指定について、浸水被害の発生状況や河川の整備状況を踏まえての見直し【県】
- 国管理河川における洪水に対しリスクの高い区間における水位計や CCTV の設置と市町村との情報共有のための情報基盤の整備【国】

③ 洪水に対しリスクが高い区間の合同巡視、住民への周知

《課題・問題点》

○洪水リスクに対する住民の危機意識の低下

- 住民等が水害に対し知識・心構えが不足しており、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生。
- 近年氾濫実績がある小貝川への危機意識はあるが、近年氾濫実績がない鬼怒川に対しては行政や住民の危機意識が薄れていた。
- 決壊箇所を含む区間の堤防高さは、その上下流の堤防より低く整備途上。(再掲)

《岐阜県の状況》

- 出水期前に水防団、消防団、市町村職員等による重要水防箇所の合同巡視を実施。
- 浸水被害が生じた箇所の実績浸水位を明示する浸水位表示板を設置。

【対策の方向性】

- ・洪水に対しリスクが高い区間について住民への周知
- ・住民との合同巡視による情報共有



<緊急の取組>

- ◎合同巡視に新たに自治会等の代表者を加え、重要水防箇所の巡視を実施【県】
- ◎河川情報、「ぎふ山と川の危険箇所マップ」、ハザードマップ等の再周知【県】
- ◎「ぎふ川と道のアラームメール」の再周知【県】
- ◎国管理河川に係る想定最大規模の降雨による浸水想定区域の早期公表【国】

(2) 水防体制の確保

《課題・問題点》

○水防活動を行う人員の不足

- 水防団員の減少やサラリーマン団員の増加等により平日の十分な人数の参集が出来なかったことや情報不足等により、水防活動が必要となったすべての箇所では水防活動が出来なかった。
- 重要水防箇所への水位計や監視カメラの設置が整備途上であり、水防団に対して洪水時のリアルタイムな河川情報を提供することが出来なかった。

《岐阜県の状況》

- 本県の専任水防団員数は全国3番目で概ね 2500 人前後で推移している一方、近年は、水防団員の高齢化による水防工法技術の伝承、団員のサラリーマン化による昼間不在等が課題。
- 毎年5月の「水防月間」に、水防の必要性の周知と水防団員を募集する広報を実施。
- 県内企業や店舗の協力を得て、団員を対象とする割引等の優遇制度「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度(インセンティブ制度)」をH26.8月から導入。
- 本県において、国の「水防協力団体制度」を活用した水防協力団体の指定は無い。

【対策の方向性】

- ・水防体制の確保と活性化
- ・災害時における水防団との情報共有



<緊急の取組>

- ◎インターネット「岐阜県川の防災情報」やテレビのデータ放送を使った河川情報の入手方法や、「ぎふ川と道のアラームメール」による河川情報の配信について、水防団に説明【県】

<中長期的な取組>

- 国の「水防協力団体制度」などを活用した、協力団体を増やす取組みの実施【県・市町村】
- 災害時における水防団の情報共有について仕組みを構築【県・市町村】

(3) 氾濫の危険性の調査と周知

① 時系列による氾濫シミュレーション、家屋倒壊危険ゾーンの公表

《課題・問題点》

○堤防決壊に伴う家屋の倒壊・流出、広範囲かつ長期間にわたる浸水

- 鬼怒川の堤防が決壊し、その周辺では川から流れ込んだ大量の水で住宅が倒壊・流失した。
- 自宅が決壊地点から離れているからと、逃げ遅れた住民がいた。
- 近年氾濫実績がある小貝川への危機意識はあるが、近年氾濫実績がない鬼怒川に対しては、行政や住民の危機意識が薄れていた。(再掲)

《岐阜県の状況》

- 浸水想定区域図作成マニュアルに沿って浸水想定区域図を作成し公表済み。
- 危険個所をインターネットで検索できるシステム「ぎふ山と川の危険個所マップ」を構築済み。

【対策の方向性】

- ・ 河川の氾濫シミュレーションの実施及び家屋倒壊危険ゾーン等の公表



<緊急の取組>

- ◎ 県管理河川に係る洪水浸水想定区域の作成に着手【県】
- ◎ 国管理河川に係る洪水時家屋倒壊危険ゾーンの早期公表【国】

<中長期的な取組>

- 前提となる降雨を想定最大規模とし、洪水時家屋倒壊危険ゾーンや浸水継続時間などを設定した国の中小河川用のマニュアル改訂に合わせ、県管理河川において洪水浸水想定区域の公表や洪水ハザードマップの更新を次年度から約 10 年間を目途に、氾濫が生じた場合に想定される被害が大きい河川から順次実施【県・市町村】

② 河川情報の周知徹底

《課題・問題点》

○河川情報が行政、住民に伝わらず

- 情報を受ける市に、様々な情報が短期集中的に集まり、必要な対応に漏れがあった。
- 住民等が水害に対し知識・心構えが不足しており、逃げ遅れにより多数の孤立者が発生。
(再掲)

《岐阜県の状況》

- 各市町村の広報誌等を利用した河川洪水による避難行動等の啓発の実施。
- 県と関係市町村の担当者と合同会議を開催し、伝達一覧表※の更新内容や危険箇所などについて、相互に確認を行っている。
※従来の各河川の水位設定区間を、河川の氾濫の広がるエリアでブロック割し、ブロック毎に危険水位、自治会名、自治会代表者の連絡先、世帯数、避難所などの確な避難勧告等の発令に資するため、洪水時の避難に必要な情報を記載した資料で、県と市町村が共同で作成。土砂災害についても同様に、土砂災害警戒メッシュ毎にメッシュ内の土砂災害警戒区域に入る自治会名等を記載した資料を作成。
- 県と市町村と協働で豪雨災害対策防災訓練を実施。
- インターネット「岐阜県川の防災情報」での公開や「ぎふ川と道のアラームメール」による情報配信。

【対策の方向性】

- ・河川情報の周知に関する啓発の実施
- ・行政関係者間の情報共有及び相互確認を継続



<緊急の取組>

- ◎県や市町村の広報誌等を使った避難行動等に関する啓発の実施【県・市町村】
- ◎県と関係市町村の担当者と合同会議を開催し、伝達一覧表の更新内容や危険箇所などについて、相互に確認を行う【県・市町村】
- ◎県と市町村と協働で豪雨災害対策防災訓練の実施【県・市町村】
- ◎水害対策チェックリストの作成・周知【国・県】
- ◎洪水予報文、伝達手法の改善【国・県】

<中長期的な取組>

- 避難勧告等の発令範囲の決定に資するための、決壊地点毎に想定した時系列の氾濫シミュレーションに基づく情報提供【国・県】

③ 水害リスクを踏まえた土地利用の誘導や抑制

《課題・問題点》

○住宅地の水害リスクについての住民の理解不足

- 決壊地点より離れた住宅地を含む低い土地で、流入した水により長期間にわたる浸水被害が発生。
- 鬼怒川と小貝川に挟まれたこの地域は、過去にも浸水被害が発生。
- 住民等が水害に対し知識・心構えが不足しており、逃げ遅れによる多数の孤立者が発生。(再掲)
- 自宅が決壊地点から離れているからと、逃げ遅れた住民がいた。(再掲)

《岐阜県の状況》

- 浸水被害が生じた箇所の実績浸水位を明示し、水害に強い地域づくりに資するため、浸水位表示板を設置。

【対策の方向性】

- ・ 水害リスクを踏まえた土地利用を目指した仕組みの検討推進



<緊急の取組>

- ◎ 県市町村の広報紙等を使った居住地区等に係る災害リスクの住民への周知【県・市町村】

<中長期的な取組>

- 住民が土地の水害リスクを容易に認識できる仕組みの構築【県・市町村】

④ 気候変動に伴う災害リスクの予測

《課題・問題点》

○気候変動による局地的豪雨の多発と予測の困難さ

- 台風第18号が変化した温帯低気圧と台風第17号の影響により線状降雨帯が発生し、関東地方北部と東北地方南部に南部を中心として24時間雨量が300ミリ以上の豪雨とそれに伴う大規模な被害をもたらした。

《岐阜県の状況》

- 降雨時には、岐阜地方気象台とのホットラインを活用し、最新の気象状況を入力。
- 近年県内でも予測が困難な局地的豪雨等が頻発。

【対策の方向性】

- ・気候変動に起因する災害リスクの予測対策
- ・気象予報士の活用や複数の情報入手先の確保



<中長期的な取組>

- 気象災害リスク予測に関する研究の実施【防災・減災センター】
- 気象予報士を自治体に配置するなど気象庁（気象台）と自治体との連携のさらなる強化【国・県・市町村】
- 気象情報の新たな入手先の確保【県・市町村】

2 行政の防災・危機管理体制の課題と対応

(1) 避難勧告等の適切な発令と住民の速やかな避難

① 適切な避難勧告等の発令

《課題・問題点》

○避難勧告等の発令タイミングの遅れ・発令区域が不適切

- 一部地域には越水・決壊後避難指示発令（茨城県常総市）
- ・特別警報発表を受け、一部地区に避難準備情報発令（宮城県大崎市）
- ・決壊を把握しても避難指示を発令しなかった（宮城県大崎市）
- ・土砂災害警戒情報発表から約3時間後に避難勧告発令（栃木県鹿沼市）
- ・土砂災害警戒情報発表から約14時間後に避難準備情報発令（栃木県日光市）
- 避難勧告等の発令マニュアル未整備（茨城県常総市）
- 避難指示の対象地区を細かくし過ぎて発令の判断が遅れた。（茨城県常総市）

《岐阜県の状況》

- 平成22年度に県内全市町村において「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」作成済み。
- 国のガイドラインに沿ってマニュアルを改訂するよう県から市町村に助言を実施。
- 出水期前に、県、市町村と協働で豪雨災害対策防災訓練を実施。
- 豪雨災害対応防災訓練(6/5)にて、国のガイドラインに対応した避難勧告の発令を県内全市町村で検証済。

・土砂災害(対象34市町村)

ガイドラインに沿った運用	34市町村
市町村マニュアル改正済み	28市町村

・水害(対象36市町村)

ガイドラインに沿った運用	36市町村
市町村マニュアル改正済み	21市町村

- 県市町村で以下の体制を配備

市町村－避難勧告発令で災害対策本部設置

県－大雨警報発表で警戒体制

土砂災害警戒情報発令等(＝市町村で避難勧告発令)で災害対策本部設置

- 避難勧告の発令の対象範囲は、細かな自治会等の単位でなく、土砂災害は土砂災害警戒判定メッシュ毎、水害は河川の氾濫が広がるエリアを区分した氾濫ブロック毎に設定し、県と市町村と共同で作成した「伝達一覧表」に基づき情報伝達を実施。
- 県では、平成27年3月に災害時の市町村の標準的な行動を示す「市町村向け風水害タイムライン(台風版)(豪雨版)」を策定。

H27.11時点 策定済5市(瑞穂市、海津市、可児市、恵那市、土岐市)

今年度策定中5市町(各務原市、本巣市、多治見市、高山市、北方町)。

【対策の方向性】

- ・国のガイドラインに沿った運用の徹底
- ・避難勧告等の発令マニュアルの改訂
- ・タイムライン等行動計画の策定推進
- ・情報伝達一覧表の定期的な更新
- ・継続的な訓練の実施



<緊急の取組>

- ◎市町村防災アドバイザーチームで国のガイドラインに沿った対応を市町村に徹底【県】
(避難勧告等の発令基準の準拠や避難場所開設を待たずした避難勧告等の発令等)
- ◎避難勧告等の発令マニュアルの改訂【市町村】
- ◎市町村防災アドバイザーチームの個別訪問指導等によりタイムラインの策定を市町村に働きかけ【県】
- ◎タイムラインの策定を推進【市町村】
- ◎出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長等に説明【国・県】
- ◎水害対応チェックリストの作成・周知【国・県】(再掲)
- ◎洪水予報文、伝達手法の改善【国・県】(再掲)
- ◎伝達一覧表の時点更新【県・市町村】
- ◎県、市町村と協働で豪雨災害対策防災訓練を実施し、対応を確認【県・市町村】

② 避難勧告等の伝達手段の充実

《課題・問題点》

○避難勧告の発令が住民へ伝わらず

- 防災行政無線未整備(宮城県大崎市)
- 雨で防災行政無線が聞こえず、エリアメールによる伝達も行われなかった。
(茨城県常総市)

《岐阜県の状況》

- 県内全市町村にて防災行政無線整備済み。
- 市町村においては、防災行政無線のほか、広報車・消防団の巡回による広報、エリアメール、登録メール、消防団・自主防災組織を通じた伝達等複数の手段で避難勧告等を住民に伝達している。

【対策の方向性】

- ・多様な手段による避難勧告等の伝達
- ・住民に伝わりやすい避難勧告等の伝達



<緊急の取組>

- ◎市町村アドバイザーチームなどにより、さらなる多様化について検討の促進【県】
- ◎住民への情報伝達手段のさらなる多様化への取組を推進【市町村】
- ◎住民にわかりやすい情報伝達文への改良【市町村】

③ 住民の自発的な避難

《課題・問題点》

○住民の避難意識の欠如

▶避難勧告の発令が住民の避難行動につながらなかった。

《岐阜県の状況》

- 災害から命を守る県民運動等の展開
 - ・岐阜県気象・防災セミナー
 - ・防災フェア
 - ・出前講座 ほか
- 岐阜大学と共同で設置した「清流の国ぎふ 防災・減災センター」における人材育成・普及啓発の実施
 - ・清流の国ぎふ防災リーダー育成講座
 - ・DIG講座・HUG講座
 - ・げんさい楽座
 - ・SNSを利用した情報発信 ほか

【対策の方向性】

- ・避難に関する県民意識改革
 - ▶避難を「我が事」として考える意識（自助意識）の更なる醸成
 - ▶避難勧告等が空振りであっても当たり前で避難行動をとることが大事という文化の形成
- ・地域防災リーダーの育成と活用
- ・自主防災組織の活性化



<緊急の取組>

- ◎ 県市町村の広報紙等を使った住民へ居住地区等の災害リスク周知【県・市町村】（再掲）
- ◎ 県や市町村の広報誌等を使った避難行動等に関する啓発の実施【県・市町村】（再掲）
- ◎ 岐阜県気象・防災セミナーの実施【県】
- ◎ 出前講座の積極的な実施【県】
- ◎ 自主防災組織と連携した訓練の実施推進【市町村】
- ◎ げんさい楽座での避難行動啓発の実施【防災・減災センター】

<中長期的な取組>

- 県民に対する啓発の継続実施【県】
- 地区防災計画や地区毎の「地区避難計画」策定支援【県】
- 地域毎に防災を議論する場（防災タウンミーティング等）の開催【県】
- 地域防災リーダーの育成【防災・減災センター・市町村】
- 地域防災リーダーのネットワーク化【防災・減災センター】

(2) 避難先の確保

① 避難所の安全性の確保

《課題・問題点》

○避難所の浸水

➤いくつかの避難所が浸水。(茨城県常総市)

《岐阜県の状況》

平成25年の災害対策基本法の改正で、指定緊急避難場所・指定避難所の指定が義務付けられており、現在、市町村において指定緊急避難場所・指定避難所の指定を進めている。一方で、地形的な理由から土砂災害警戒区域や浸水想定区域内にしか指定できないケースがある。

指定緊急避難場所・指定避難所の指定状況

指定緊急避難場所（実質指定済）	39市町村
指定避難所（実質指定済）	40市町村

【対策の方向性】

- ・指定緊急避難場所・指定避難所の安全性確保



<緊急の取組>

- ◎市町村防災アドバイザーチームにより安全な指定緊急避難場所・指定避難所の指定を市町村に働きかけ【県】
- ◎安全な指定緊急避難場所・指定避難所の指定推進【市町村】

<中長期的な取組>

- 指定緊急避難場所・指定避難所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域内にある地区における「地区避難計画」の策定支援【県】
- 指定緊急避難場所・指定避難所の指定促進のための技術的助言【国】

② 要配慮者の安全な避難

《課題・問題点》

○要配慮者の避難対策未実施

- 福祉避難所を指定していたが、開設せず。(茨城県常総市)
- 福祉避難所の指定は全国の自治体の45%に留まる。

《岐阜県の状況》

- 市町村で41市町村計448箇所を福祉避難所として指定済
- 福祉避難所の運営を支援するため、災害派遣福祉チーム(岐阜DCAT)の体制を整備
- DCAT実地訓練を実施(10/9)
- 福祉施設の長を対象としたBCP研修会を開催(11/24 予定)
- 福祉避難所の設置・運営に関する研修会を開催(12/22 予定)
- 避難行動要支援者名簿策定は37市町村、個別計画策定は17市町村

【対策の方向性】

- ・福祉避難所の充実・強化
- ・避難行動要支援者の避難対策強化



<緊急の取組>

- ◎福祉避難所の指定を市町村に働きかけ【県】
- ◎福祉避難所の指定の推進【市町村】
- ◎福祉避難所向け資器材整備助成制度の創設【県】
- ◎福祉避難所の資器材整備の推進【市町村】
- ◎市町村防災アドバイザーチームより避難行動要支援者名簿策定を市町村に働きかけ【県】
- ◎避難行動要支援者名簿の策定【市町村】

<中長期的な取組>

- 福祉避難所の資器材整備にかかる支援【国・県】
- 福祉避難所数の増加と機能の充実強化(資器材整備の充実強化)【市町村】
- 市町村防災アドバイザーチームより避難行動要支援者の個別計画策定を市町村に働きかけ【県】
- 避難行動要支援者の個別計画の策定【市町村】

③ 外国人の避難等対策

《課題・問題点》

○外国人対策が不十分

- 避難所に被災した多くの外国人が避難しているが、一部の避難所を除き通訳がないため、避難所のルールが分からず不便な生活を送っている。(茨城県常総市)
- 工場が常総市に居住する従業員に鬼怒川決壊を伝えず作業を続行させた。

《岐阜県の状況》

- 災害時多言語支援センターの設置及び運営訓練の実施(3回)
H27.11.29 大垣市、H27.12.6 可児市、H28.1.17 岐阜市
- 災害時語学ボランティアの育成
災害時語学ボランティア数66人(H27.10 末現在)
- 外国人向け防災啓発講座の実施
フィリピン人向け(美濃加茂市 H27.8.2、大垣市 H27.8.23、多治見市 H27.10.25)
ブラジル人向け(美濃加茂市 H27.8.2、大垣市 H27.9.27)

【対策の方向性】

- ・ 避難勧告の多様化など外国人向け防災対策の充実・強化
- ・ 外国人集住市における外国人向け防災対策の実施体制の強化



<緊急の取組>

- ◎外国人集住9市(岐阜市、大垣市、可児市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、関市、土岐市、多治見市)を対象とした外国人防災市町村担当者会議を開催し、外国人防災対策の推進体制を確保【県・市町村】
- ◎県災害時多言語支援センターの設置及び運営マニュアル策定【県】
- ◎災害時の多言語ツール作成と市町村への配布【県】
- ◎県と市町村の災害時語学ボランティアの情報共有及び相互派遣に関する検討【県・市町村】

<中長期的な取組>

- 外国人防災対策について市町村へ働きかけ【県】
- 外国人防災対策の推進【市町村】

④ 市町村域を越えた避難

《課題・問題点》

○誤った避難誘導

- 市内のみでの避難場所確保のため、決壊後にも関わらず川方向へ住民を避難誘導
(茨城県常総市)

《岐阜県の状況》

一部の市町で実施済み。

- ・「西濃地域における越境避難に関する協定」(H27.2) 大垣市、海津市、養老町、神戸町、
輪之内町、安八町、大野町
- ・「災害時の一時避難場所の利用に関する協定」(H26.9) 関市、美濃市

【対策の方向性】

- ・市町村域を越えた広域避難の仕組みの構築



<緊急の取組>

- ◎広域避難推進チーム（防災課・県事務所・県土整備部・土木事務所）を編成し、市町村域を越えた広域避難の仕組みづくりを推進【県】
- ◎県事務所毎に「広域避難調整会議」（市町村、県事務所、土木事務所等）開催し、市町村域を越えた避難を検討【県】
- ◎必要箇所について広域避難協定等を締結【市町村】

<中長期的な取組>

- 県境を越えた広域避難の調整【国】

(3) 非常時の体制整備

① 非常用電源の確保

《課題・問題点》

○非常用電源の浸水による災害本部の機能不全の発生

➢ハザードマップで市庁舎の浸水を想定していたが、電源設備を地上に設置したため電源の機能不全に陥った(茨城県常総市)

《岐阜県の状況》

<県庁舎>

(1) 庁舎の立地状況 浸水想定区域内(浸水対策済み)

(2) 非常用電源の使用可能時間 32時間

【参考】県災害対策本部支部(7支部)を担う総合庁舎の状況

浸水想定区域内 3庁舎(西濃総合庁舎、可茂総合庁舎、中濃総合庁舎)

浸水対策 未対策

非常用電源使用可能時間 24時間未満-2庁舎、24~48時間未満-1庁舎

<市町村> (※庁舎建替検討中の市町)

(1) 庁舎の状況

立地条件等	団体数	団体名
浸水想定区域内	18	岐阜市、羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、北方町、大垣市、海津市、養老町、神戸町、輪之内町、安八町、美濃加茂市、坂祝町、多治見市、瑞浪市、飛騨市、下呂市

(2) 非常用電源の状況

①設置状況

	団体数	団体名
設置済	40	
未設置	2	美濃市、御嵩町*

(使用可能時間別)

24 時間未満	24~48 時間未満	48~72 時間未満	72 時間以上	合計
24	2	6	8	40

②水害対策(高さ対策又は防水対策の実施)の状況 (浸水想定区域内立地18団体を対象)

	団体数	団体名
対策済	12	
未対策	6	岐阜市*、大垣市*、養老町、多治見市、瑞浪市、下呂市*

③耐震対策の状況

	団体数	団体名
対策済	32	
未対策	8	各務原市*、大垣市*、養老町、垂井町*、七宗町、白川町、中津川市、土岐市*

【対策の方向性】

- ・非常用電源の適切な確保による災害対策機能の維持・強化



<緊急の取組>

- ◎早急に行うべき浸水対策（当面の運転時間の延長に向けた燃料確保方法等）を検討して実施【県・市町村】

<中長期的な取組>

- 災害対策機能の維持に課題のある庁舎は早急な改善を検討して実施【県・市町村】
- 防災情報通信システムの更新により、非常用電源の使用可能時間を延長【県】
- 県庁舎再整備において非常用電源を強化【県】

② 災害対策本部の体制整備

《課題・問題点》

○災害対策本部機能の人的要因による機能不全

- 道路の冠水のため、参集に対し、幹部職員の半数が役所までたどり着けなかった。
- 防災担当職員にマスコミ対応等も含め業務が集中し、状況確認、情報伝達、意思決定等に手がかけられなくなっていた。

《岐阜県の状況》

<県>

- ・県職員の参集ルール設定済。(県災害対策マニュアル)
- ・県業務継続計画策定済。
- ・非常時の部局間の横断的な課題に対応するため県災害対策本部内に「緊急対策チーム」を設置。(県災害対策マニュアル)

<市町村>

- ・業務継続計画の策定状況(H27.6) 18市町村

【対策の方向性】

- ・登庁不能者の発生を前提とした職員参集ルールの再点検・見直し
- ・部署間での適切な役割分担による災害対応の実施



<緊急の取組>

- ◎非常時の体制確保の再点検・見直し【県・市町村】
- ◎訓練による非常時の体制確保の確認【県・市町村】

<中長期的な取組>

- 防災担当部署と他部署との災害時の役割分担及び支援体制の検討【県・市町村】
- 業務継続計画の策定・点検・見直し【県・市町村】

③ 国、県及び市町村の連携

《課題・問題点》

○災害対応における負担の市町村への偏り

➢市町村の対応には限界があり、国・県がもっと前に出るべき

《岐阜県の状況》

- 特別警報発表、避難勧告発令(土砂災害警戒情報、氾濫危険水位到達等)で県災害対策本部を立ち上げ、市町村の助言体制をとる
- 平常時市町村防災に対して指導・助言を実施
市町村防災アドバイザーチームでの働きかけ
(避難行動要支援者名簿、指定緊急避難場所・指定避難所、避難勧告等の発令基準、市町村防災体制等)

【対策の方向性】

- ・国、県、市町村のさらなる連携強化



<緊急の取組>

- ◎発災時の連携強化(リエゾン、職員派遣、広域調整等)について、国、県、市町村などの関係機関であり方を協議【国・県・市町村】
- ◎市町村域を越えた避難等災害時の広域的な課題について検討【県】
 - ・「広域避難推進チーム」による広域避難の仕組みづくり推進(再掲)
 - ・県事務所毎に「広域避難調整会議」を開催し、市町村域を越えた避難を検討(再掲)

④ ボランティアとの連携

《課題・問題点》

○ボランティアを活用しきれず

- ▶ボランティアセンターの担当者不足、経験不足から、多数集まったボランティアの活動場所・役割を調整できず、ボランティアの効率的な活用につながらなかった。(茨城県常総市)

《岐阜県の状況》

- 災害時のボランティア対応は、以下のとおり。(岐阜県災害対策マニュアル)
 - 市町村 ―「災害ボランティアセンター」を設置
 - 県社会福祉協議会―市町村のセンターを支援する「災害救援本部」を設置
 - 県 ―緊急対策チームの一つである避難所支援チームを設置し、「災害救援本部」と連携し、県広域での調整を実施
- 災害時に組織的な活動を行う団体との交流の場として、「ボランティア連絡会」を設置し、定期的に意見交換を実施。
(構成団体)
県、岐阜県社会福祉協議会、日本赤十字岐阜県支部、岐阜県生活協同組合連合会、岐阜県防災士会岐阜県支部、NPO法人岐阜県災害ボランティアコーディネーター協議会ほか
- 県全体でのボランティアセンター(災害救援本部)の運営経験がないことや、県社会福祉協議会のボランティア関係職員の不足から、大規模災害時の混乱が想定される。

【対策の方向性】

- ・ 県全体のボランティアセンターの運営体制整備
- ・ ボランティアコーディネーター等の育成



<緊急の取組>

- ◎県ボランティア連絡会で関東・東北豪雨におけるボランティアの課題に関する意見交換を実施【県】

<中長期的な取組>

- 災害救援本部の運営を支援するスキームの構築【県・ 防災・減災センター】
- 災害救援本部の運営を支援する人材の育成【県・ 防災・減災センター】

⑤ 行方不明者の取扱いのルール化

《課題・問題点》

○安否情報の取扱いの不備

- 安否情報の公表の是非
 - 行方不明者の氏名を非公表としたために、安否確認が遅れた
- 不明者数に係る県と市の連携不足
 - ・茨城県は県警から捜索状況(安否不明者の安否確認)の報告を受けていたにも関わらず、常総市にすぐに伝達しなかった
 - ・連絡が見つからない人を行方不明者として常総市が茨城県に報告。茨城県もそのまま発表。

《岐阜県の状況》

- 死者、行方不明者の発生は、特に重要な情報として取り扱っており、情報入手次第、関係機関に確認するとともに、速やかに知事・幹部職員等に伝達し、できる限り早く公表。
- 死者、行方不明者数の公表については、市町村から被害情報集約システムにより報告を受けた数値を公表することが大原則であるため、基本的には県と市町村の間で公表内容は一致。

【対策の方向性】

- 〔 ・ 災害時における安否情報の公表内容の統一化
- ・ 行方不明者の公表の方向でのルールづくり



<緊急の取組>

- ◎行方不明者の氏名等の公表に関するガイドラインの作成【国】
- ◎中央防災会議作業部会での検討状況等を見据え、安否情報の公表方法についてルール化【県】
- ◎災害対策マニュアル等の改訂【県・市町村】